

安心生活JAバンク。

頑張るパパとママへ 金利お得な2つのプラン！

子育て世帯

応援します！

取扱期間

令和7年4月1日(火)▶令和8年3月31日(火)

©よりぞう

子育て応援定期積金

ファミリー積金(ほほえみ)

対象になる方	18歳未満のお子様(出生予定のお子様を含む)を養育されている親または扶養者に限ります。
ご契約期間	2、3、4、5年
ご契約金額	12万円以上
掛込方法	ご指定の口座より口座振替扱いとします。
適用利回り	年 0.300 % (税引後 年0.239%)
確認書類	養育されているお子様を「続柄の記載された世帯全員の住民票」、「保険証」、「母子手帳」等の資料により確認します。
支払方法	満期日に自動満期解約処理扱いとします。

子育て応援定期貯金

ファミリー定期(ほほえみ)

対象になる方	18歳未満のお子様(出生予定のお子様を含む)を養育されている親または扶養者に限ります。
ご契約期間	期日指定方式の場合:1年超3年未満 定型方式の場合:1年、2年、3年
ご契約金額	10万円以上500万円以下
適用金利	年 0.300 % (税引後 年0.239%)
確認書類	養育されているお子様を「続柄の記載された世帯全員の住民票」、「保険証」、「母子手帳」等の資料により確認します。
ご契約にあたって	お預入合計金額は親または扶養者1人につき500万円までとします。

当JAで児童手当を振込指定されている方は金利を**2倍**とします

●窓口でのお取扱いとなります。●他の金利上乗せや、キャンペーンとの併用はできません。●子育て応援定期積金はスーパー積金で、子育て応援定期貯金はスーパー定期で取扱います。子育て応援定期積金の店頭表示金利はスーパー積金の利回りを、子育て応援定期貯金の店頭表示金利はスーパー定期の金利を適用いたします。●金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、取扱いを中止することがあります。●JAとお取引のない方も一度ご相談ください。

令和7年4月1日現在

くわしくはホームページまたは
各支店の窓口・渉外担当者まで
<http://www.jaab.or.jp>

地域・人・未来
JAあいち尾東
～人と地域のための「くらしの拠点」でありつづきたい～



友だち募集中!!

キャンペーン情報や
お得な情報をお届けします。



瀬戸支店 ☎0561-82-8131
山口支店 ☎0561-82-3457
水野支店 ☎0561-48-1128
品野支店 ☎0561-41-1125
尾張旭支店 ☎0561-54-3311

尾張旭東支店 ☎0561-53-2004
本地ヶ原支店 ☎0561-53-5878
豊明支店 ☎0562-92-1341
豊明栄支店 ☎0562-97-1385
東郷支店 ☎0561-39-0552

春木支店 ☎0561-38-1132
本店営業店 ☎0561-72-0665
米野木支店 ☎0561-73-6117
岩崎支店 ☎0561-73-5831
浅田支店 ☎052-803-4106

長久手支店 ☎0561-63-0012
長久手西支店 ☎0561-62-4511

(令和7年4月1日現在)

商品名(愛称)		子育て応援定期積金(愛称:ファミリー積金(ほほえみ))
販売対象		18歳未満のお子様(出生予定のお子様も含む)を養育されている親または扶養者に限ります。
期 間		2年、3年、4年、5年
掛 込 方 法 等	掛込方法	契約期間内で掛金を分割掛け込みします。ご指定の口座より口座振替扱いとします。
	掛込間隔	毎月または2か月のいずれかとします。
	掛込金額	1回当たり1,000円以上とします。
	掛込単位	1円単位とします。
支払方法		満期日に自動満期解約処理扱いとします。
給付契約金		12万円以上の金額とします。
給 付 補 て ん 金	適用利回り	契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
	支払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
	税 金	お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
利回り情報の入手方法		約定利回りについては、窓口にお問い合わせください。
手数料		—
付加できる特約事項		預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、初回掛込日から解約日までの期間により、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金(預金)保険制度(公的制度)		保護対象
その他参考となる事項		・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。
		・ 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

(令和7年4月1日現在)

商品名(愛称)		子育て応援定期貯金(愛称:ファミリー定期(ほほえみ))
販売対象		18歳未満のお子様(出生予定のお子様も含む)を養育されている親または扶養者に限ります。
期 間		・ 定型方式 スーパー定期(単利型)は1年、2年および3年の期間とし、スーパー定期(複利型)は3年の期間とします。
		・ 期日指定方式 スーパー定期(単利型)の1年超3年未満の期間とします。
預 入 方 法 等	預入方法	一括預入れとします。
	預入金額	親または扶養者1人につき10万円以上500万円以下とします。
	預入単位	1円単位とします。
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	適用金利	預入時の約定利率を満期日まで適用します。
	利払頻度	・ 単利型の場合は、預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。
		・ 複利型の場合は、満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・ 単利型の場合は、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。 ・ 複利型の場合は、付利単位を1円とし、1年を365日とする半日複利・日割計算とします。
	税 金	お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
金利情報の入手方法		金利については、窓口にお問い合わせください。
手数料		—
付加できる特約事項		・ 預入期間2年のものは、中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		・ 満期日前に解約する場合、その利息は、預入期間および預入日から解約日までの期間に応じて、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに支払います。 ・ スーパー定期(単利型)で中間払利息が支払われている場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利息により計算した利息額との差額を精算します。
貯金(預金)保険制度(公的制度)		保護対象

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融共済部(電話:0561-72-0033)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会 紛争解決センター 本会:052-203-1777 西三河支部:0564-54-9449



©よりぞう